

葉山町立中学校に係る部活動の方針

葉山町教育委員会

平成31年4月

葉山町立中学校に係る部活動の方針

本方針策定の趣旨等

この「葉山町立中学校に係る部活動の方針」(以下、本方針)は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資する、教育的意義の高い活動であることを踏まえ、スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び神奈川県教育委員会が策定した「神奈川県の部活動の在り方に関する方針」(以下、県方針)、文化庁が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を参考に、本町の状況に合わせて策定した。

なお、本方針は、生徒の健全な生活と成長への配慮の観点に立ち、併せて教職員の働き方改革に資するよう策定したものであることから、運動部活動と文化部活動ともに適用するものとする。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動の方針の徹底等

- ア 校長は、本方針に基づき、各学校の教育目標等を踏まえ、学校組織全体で部活動の指導目標や運営の在り方について検討し、適切な運営のための整備を行う。
- イ 部活動顧問は、上記の指導目標や運営の在り方等を踏まえた指導計画を作成し、校長に提出するとともに、生徒、保護者に周知する。様式等については、各学校が現在使用しているものを基本とする。
- ウ 活動時間や場所、年間の経費等については、保護者・生徒に明示し理解を得る。その際、保護者説明会等、適切な機会を設け説明することが望ましい。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 部活動は、学校教育の一環として行われるものであることから、各部活動の運営、指導は、校長の適切な管理・指導のもとで行う。
- イ 部活動顧問は複数名配置することが望ましく、顧問間や外部指導員等と役割を分担して、生徒の活動が充実するよう努める。
- ウ 日常の運営、指導に関して、校長の指導・監督のもと、部活動顧問の間で意見交換を行い、指導の内容や方法について研究するとともに、情報共有を図るよう努める。
- エ 部活動顧問には、部の運営や活動に係る部員の生活指導や技術指導など、多岐にわたる役割があることを踏まえ、指導方針や部の目標を明確にし、その達成のために生徒を支援する。
- オ 町教育委員会は、学校の実態に応じて外部指導員を配置し、専門的な指導に継続的に関われるようにするなど、活動環境の整備を図る。
- カ 校長は、各部活動の活動状況を把握し、生徒が安全に部活動を行い、また、教員の負担が過度にならないように、参加する大会や催し等の精選を図るなど、必要に応じて指導・是正を行う。

キ 校長は、生徒や教師の数、外部指導員の配置状況等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。なお、部活動の新設・廃止等の決定については、各校の規定に準ずる。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 部活動顧問の役割等

部活動顧問は、実績や経験によるものだけではなく、科学的かつ合理的な理論に基づいて指導することが求められる。また、生徒の発達段階、技術レベルに合わせた指導により、心身ともに安全・安心な活動として留意することが重要である。

さらに、生徒それぞれの興味・関心や体力、技術等に応じて、自主的・自発的に部活動を楽しめるような指導体制・環境を整備するとともに、体罰・ハラスメントを根絶することが重要である。

(2) けがや事故の未然防止

部活動を行うにあたっては、けがや事故の未然防止に充分留意する。特に夏季の活動においては、熱中症予防運動指針に基づき、こまめな水分補給、適度な休息等生徒の健康管理の徹底に努める。また、救命救急法等について理解し、緊急時の対応について、日頃より確認しておくことが必要である。

3 適切な休養日等の設定

部活動においては、成長期にある生徒のスポーツ障害等を予防するとともに、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、下記のとおり適切な休養日等を確保する。

【 1週当たり平日1日以上、週休日1日以上の休養日を設ける。 】

- * 1日の活動時間は、平日は2時間程度、週休日は3時間程度とし、合理的かつ効果的な活動を行う。
- * 公式戦やコンクールへ向けた活動の時期等、定期的な休養日の設定が難しい場合は、校長の承諾のもと、別の日に振り替えることも可能とする。その際は、1週当たり必ず1日以上の休養日を設ける。
- * 公式戦やコンクール当日の活動及び時間の設定については、各種目の特性等に鑑み柔軟に対応する。
- * 会議等で生徒を完全下校させる場合は、会議の日を休養日に充ててもよい。
- * 長期休業期間は、週休日と同様の扱いとする。

なお、休養日の設定に当たっては、校長の指導のもと、各部活動の実情に合わせ柔軟に対処することとする。

4 多様な活動環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

部活動は、生徒一人ひとりの興味・関心に応じて行われるものであることから、「技能を高めたい」、「良い結果を出したい」、「体力を向上したい」、「有意義な時間を過ごしたい」、「仲の良い友達をつくりたい」など、生徒の様々な目的や目標に応じた活動の場を設定することが大切である。

学校においては、生涯にわたってスポーツや文化的な活動に親しむ基礎を培うことや、生徒の心身の調和のとれた発達を促すことができるよう活動環境の整備に努める。

(2) 地域との連携等

校長は、生徒のスポーツ・文化的な活動の環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の関係団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した環境整備に努める。

また、校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ・文化的な活動の環境の充実を支援するパートナーという考え方のもとで、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

なお、学校・地域との連携に当たっては、前述の外部指導員の派遣を含め、教育委員会としても支援等を行う。